

令和 7 年 2 月 5 日
障 害 福 祉 部
障害者地域生活課

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年第 1 回区議会定例会に世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年第 1 回区議会定例会（条例改正案）
	3 月	公布（同日施行）
	1 0 月	改定後料金適用開始

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年 7 月 8 日条例第25号 改正 昭和51年 3 月22日条例第15号 昭和55年 6 月23日条例第38号 平成11年 3 月11日条例第 9 号 平成25年 3 月 5 日条例第13号 令和 5 年 6 月27日条例第39号 <u>令和 7 年 3 月 日条例第 号</u> 世田谷区立障害者休養ホーム条例 (目的及び設置) 第 1 条～第10条 (略) (使用料等) 第11条 ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 <u>(1) 第 4 条第 1 号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業 1泊につき大人にあつては1,760円、子ども(18歳以下の者をいう。)にあつては880円(大人と同一の食事の提供を受ける場合に あつては、1,760円)</u> (2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく 訓練室の使用に係る事業 1 回につき200円 (3) 緊急一時保護事業 法第29条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 (4) 前 3 号に掲げる事業以外の事業 無料	○世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年 7 月 8 日条例第25号 改正 昭和51年 3 月22日条例第15号 昭和55年 6 月23日条例第38号 平成11年 3 月11日条例第 9 号 平成25年 3 月 5 日条例第13号 <u>令和 5 年 6 月27日条例第39号</u> 世田谷区立障害者休養ホーム条例 (目的及び設置) 第 1 条～第10条 (略) (使用料等) 第11条 ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 <u>(1) 第 4 条第 1 号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業 1泊につき1,700円</u> (2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく 訓練室の使用に係る事業 1 回につき200円 (3) 緊急一時保護事業 法第29条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 (4) 前 3 号に掲げる事業以外の事業 無料

改正後	改正前
2 前項第3号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの（以下「食材料費等」という。）を納付しなければならない。 3 使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等（以下「使用料等」という。）を指定された期限までに、納付しなければならない。 第12条～第15条（略） （原状回復の義務） 第16条 使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2 第9条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。 第17条～付則 （略） 附 則（令和5年6月27日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第11条第1項第1号の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	2 前項第3号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの（以下「食材料費等」という。）を納付しなければならない。 3 使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等（以下「使用料等」という。）を指定された期限までに、納付しなければならない。 第12条～第15条（略） （原状回復の義務） 第16条 使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2 第9条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。 第17条～付則 （略） 附 則（令和5年6月27日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。